

【2015年7月1日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／第58号 ■

目次

【トピックス】

1. パンフレット『長時間労働の削減に向けて』を作成しました
～ あなたの会社に毎晩遅くまで残業している人はいませんか？ ～
2. 今年の夏も、「プラスワン休暇」で連続休暇にしませんか？

【厚生労働省からのお知らせ】

- ◆「パワハラ対策取組支援セミナー」を7月上旬から全国で順次開催します
- ◆「パートタイム労働者活躍推進企業セミナー
～パートタイム労働者が活躍できる企業とするために～」を全国9都市で開催しま
す
- ◆現在の雇用失業情勢

【トピックス1】パンフレット『長時間労働の削減に向けて』を作成しました
～ あなたの会社に毎晩遅くまで残業している人はいませんか？ ～

厚生労働省は、事業主の皆さまに、長時間労働の削減に取り組んでいただくため、そのポイントなどをまとめたパンフレット『長時間労働の削減に向けて』を作成しました。

このパンフレットには、長時間労働の削減に向け、自社の取組内容を点検できるチェックリストや、過重労働に関する送検事例、民事裁判事例、労災認定事例などが掲載されています。

まずは、あなたの会社の取組内容をチェックしてみましょう！

なお、都道府県労働局や労働基準監督署、ハローワークなどでも配布していますので、ぜひご活用ください。

【詳細はこちら(PDF)】

<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/pdf/chojikanroudou.pdf>

【トピックス2】今年の夏も、「プラスワン休暇」で連続休暇にしませんか？

休暇を取ることは、健康上のメリットがあるだけでなく、仕事に対する意識やモチベーションを高め、業務効率の向上にもつながります。

この夏も、「プラスワン休暇」を実施して連続休暇にしませんか？

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のために、年次有給休暇を計画的に活用しましょう。

◆働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しませんか？◆

土日、祝日に年次有給休暇を組み合わせて、連休を実現する「プラスワン休暇」。労使協調のもと、年次有給休暇を組み合わせて、3日（2日）+1日以上の休暇を実施しましょう。

◆土日、夏季休暇と年次有給休暇を組み合わせて連休に◆

今年は8月13日（木）～15日（土）を夏季休暇とした場合、10日（月）・11日（火）・12日（水）に年次有給休暇を付与※することで、8日（土）～16日（日）を9連休とすることができます。

※年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しませんか？

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得日を割り振ることができる「計画的付与制度」。

この制度を導入している企業は、導入していない企業に比べ、年次有給休暇の平均取得率が8.1ポイント高くなっています。

この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。

【詳細はこちら】

夏季における年次有給休暇取得促進リーフレット

「働き方を変えよう。休み方を変えよう。人生を輝かせよう。」

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kinrou/150609-01.html>

【厚生労働省からのお知らせ】



「パワハラ対策取組支援セミナー」を7月上旬から全国で順次開催します



厚生労働省作成のパワハラ対策導入マニュアルを活用した具体的な取組についてのセミナーを開催します。実際にパワハラ対策を担うことが見込まれる人事部門などの方のご参加をお待ちしています。（事前申込制・参加無料）

下記ホームページ、またはFAX、電子メールからお申込みください。

<http://www.tokiorisk.co.jp/seminar/pawahara2015.html>

（事業委託先：東京海上日動リスクコンサルティング（株）のホームページ）

■セミナー内容

- ・講演（60分）：パワハラ対策導入マニュアルの活用方法、実際に対策に取り組んでいる企業の事例紹介に加え、パワハラ関係の裁判例なども解説します。セミナーで使用するマニュアルは平成27年度に厚生労働省が作成したもので、企業・労使が参考にできるよう、管理職研修の実施や相談窓口の設置などの一通りのメニューが導入できるパワハラ対策モデルプランを解説しています。

（マニュアルについて：

<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/download>）

- ・グループワーク（60分）：パワハラ対策体制構築のためのワークシートに基づき、作業を行った上でグループ討議を実施し、パワハラ対策の具体的な取組方法を考えます。

■7月～8月の開催予定（9月以降も順次開催）

- ・北海道 7月10日（金）TKP札幌ビジネスセンター
- ・宮城 7月24日（金）TKP仙台カンファレンスセンター
- ・山形 7月22日（水）ヤマコーホール
- ・福島 7月23日（木）福島テルサ

- ・群馬 7月29日(水) ベイシア文化ホール
- ・新潟 7月28日(火) 朱鷺メッセ
- ・長野 7月30日(木) 長野バスターミナル会館
- ・山口 8月26日(水) 山口県労働者福祉文化中央会館(労福協会館)
- ・福岡 7月16日(木) TKP博多駅南会議室
- ・熊本 7月15日(水) TKPガーデンシティ熊本ホール
- ・大分 8月25日(火) 全労済ソレイユ

▽▼ セミナー・個別相談会

「パートタイム労働者活躍推進企業セミナー

～パートタイム労働者が活躍できる企業とするために～」

を全国9都市で開催します ▲△

近年、正社員より短い時間で働くパートタイム労働者が増加しています。また、基幹的な業務を担うパートタイム労働者も多くみられるようになりました。そのため各企業には、パートタイム労働者が活躍できる職場づくりに向けた取組を推進することが求められています。また、平成27年4月には改正パートタイム労働法も施行されていて、パートタイム労働者の雇用管理を見直すいい機会です。

このセミナーでは、パートタイム労働者が活躍できる職場づくりを支援するため、「A. パートタイム労働者雇用管理改善セミナー(全国9都市・10回)」、「B. 職務評価導入支援セミナー(全国5都市・5回)」、「C. 短時間正社員制度導入支援セミナー(全国5都市・5回)」の3つのセミナーを開催します。

なお、札幌・東京・名古屋・大阪・福岡の5都市では、これらA～Cの3つのセミナーが同日開催となります。A～Cすべてにご参加いただくことも、一部のみのご参加も可能です。

経営層や人事労務ご担当者をはじめ、パートタイム労働者の雇用管理に関心のある多くの皆さまのご参加をお待ちしています(事前申込制・参加無料)。

◆開催予定(平成27年)

[札幌] 8月10日(月) セミナーA～C同日開催/TKPガーデンシティ
札幌駅前

[仙台] 8月25日(火) セミナーAのみ/TKP仙台カンファレンスセンター

[東京(1)] 7月9日(木) セミナーA～C同日開催/TKP東京駅日本橋

カンファレンスセンター

[東京(2)] 8月20日(木) セミナーAのみ/TKP東京駅日本橋

カンファレンスセンター

- [神奈川] 9月4日(金) セミナーAのみ/TKP横浜ビジネスセンター
- [新潟] 8月7日(金) セミナーAのみ/ホテルラングウッド新潟
- [名古屋] 7月27日(月) セミナーA～C同日開催/TKPガーデンシティ
名古屋新幹線口
- [大阪] 8月3日(月) セミナーA～C同日開催/TKP大阪梅田駅前
ビジネスセンター
- [広島] 7月24日(金) セミナーAのみ/TKPガーデンシティ広島
- [福岡] 7月23日(木) セミナーA～C同日開催/TKPカンファレンス
シティ博多

◆セミナーA～C同日開催の場合のプログラム(札幌・東京(1)・名古屋・大阪・福岡)

- 10:00～11:30【A. パートタイム労働者雇用管理改善セミナー ～改正パートタイム労働法をふまえた効果的な雇用管理に向けて～】
- ・改正パートタイム労働法の解説とパートタイム労働者の雇用管理のポイント
 - ・自社の雇用管理を点検する ～パート指標を用いた自主点検の実施方法～
- 11:30～13:00【休憩・個別相談会 <希望者のみ(事前申込制)>】
- ・お申込み多数の場合にはご希望に沿えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
 - ・7月中に実施するセミナーにおいては、本年度から開始している「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」に関する相談も受け付けています。
- 13:00～14:40【B. 職務評価導入支援セミナー ～職務評価の導入で均等・均衡待遇を実現しよう～】
- ・職務評価の概要・必要性
 - ・職務評価にトライ!(演習・解説)
 - ・職務評価結果の活用方法
- 14:40～15:00【休憩】
- 15:00～17:00【C. 短時間正社員制度導入支援セミナー 短時間正社員制度の効果について ～労働契約法の無期転換への対応にも活用を!～】
- ・短時間正社員制度導入の効果
 - ・短時間正社員制度の導入・運用にあたっての留意点
 - ・パネルディスカッション(先駆組企業による事例発表を)

含む)

17:00 【閉会】

※A～C 3つすべてのセミナーにご参加いただくことも、一部のみのご参加も可能です。

◆セミナーAのみの場合のプログラム（仙台・東京(2)・神奈川・新潟・広島）

13:30～15:00【A. パートタイム労働者雇用管理改善セミナー ～改正パートタイム労働法をふまえた効果的な雇用管理に向けて～】

- ・改正パートタイム労働法の解説とパートタイム労働者の雇用管理のポイント
- ・自社の雇用管理を点検する ～パート指標を用いた自主点検の実施方法～

15:00～16:00【個別相談会 <希望者のみ（事前申込制）>】

- ・お申込み多数の場合にはご希望に沿えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・7月中に実施するセミナーにおいては、本年度から開始している「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」に関する相談も受け付けています。

◆費用：いずれも無料

◆実施主体：みずほ情報総研株式会社

【詳細・申込先】

パート労働ポータルサイト

<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>

※「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」についてはパート労働ポータルサイト内の特設サイトをご覧ください。



現在の雇用失業情勢



6月26日に公表された5月の完全失業率は前月と同水準の3.3%、有効求人倍率は前月より0.02ポイント改善の1.19倍となりました。

このように、雇用情勢は一部に厳しさが見られるものの、着実に改善が進んでいる状況にあります。

【労働力調査（総務省）】

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/pdf/201505.pdf>

【一般職業紹介状況】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000089387.html>

-
- ★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>
 - ★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
 - ★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>
 - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>
 - ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
 - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
 - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
 - 携帯メールなどには対応しておりません。
 - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-